

令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町会等が行うカラス被害等によるごみの散乱防止のためのごみ集積ボックス設置に要する費用に対し、令和元年度予算の範囲内において、弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「ごみ集積ボックス」とは、新たに設置するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 箱型（折り畳み可能な常設型を含む）のもの
- (2) 一般家庭から排出されたごみを、行政回収による収集前に一時的に貯留するために設置されるもので、利用世帯のごみが収納できる大きさのもの
- (3) ごみ収集に支障がない場所に設置されるもので、設置者又は利用者の責任により適正に管理されるもの
- (4) 木造又は鉄骨等で製作された強固なもので、雨、風、雪等に強く耐久性があり、景観を損ねないもの
- (5) 床、屋根及び側面が全て囲まれ、鳥類及び猫等の小動物の侵入を防ぐ構造で、ごみを出し入れする扉等があるもの

2 この要綱において「折り畳み式ごみ収納枠」とは、新たに設置するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 折り畳める枠形状のもの
- (2) 一般家庭から排出されたごみを、行政回収による収集前に一時的に貯留するために設置されるもので、利用世帯のごみが収納できる大きさのもの
- (3) ごみ収集に支障がない場所に設置されるもので、設置者又は利用者の責任により適正に管理されるもの
- (4) 金属又はガラス繊維等で骨組みが製作されたもので、雨、風、雪等に耐久性があり、景観を損ねないもの
- (5) 上部と側面が囲まれ、鳥類及び猫等の小動物の侵入を防ぐ構造で、ごみを出し入れする扉等があるもの

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ごみ集積所を設置及び管理する町会の組織
- (2) その他市長が必要と認めるもの（ごみ集積所を設置し、及び管理する集合住宅の

所有者、町会未加入の世帯による任意の団体等)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者がごみ集積ボックス設置事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費であつて、次に掲げるものとする。

- (1) ごみ集積ボックスの購入費
- (2) 折り畳み式ごみ収納枠の購入費
- (3) 自らごみ集積ボックスを作製する場合の材料費
- (4) 自ら折り畳み式ごみ収納枠を作製する場合の材料費

2 次に掲げるものは補助対象経費の対象外とする。

- (1) 既に購入、設置されたもの
- (2) 修理費、架装、加工費
- (3) 送料、設置、運搬費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) ごみ集積ボックス1基につき、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1の額（100円未満の端数は切捨てる。）又は100,000円のいずれか少ない額
- (2) 折り畳み式ごみ収納枠1基につき、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1の額（100円未満の端数は切捨てる。）又は15,000円のいずれか少ない額
(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 購入又は作製に係る経費の内訳が確認できる書類（見積書等）
- (2) 設置予定場所の写真及び配置予定図

3 1補助事業者あたりの年度内申請基数はごみ集積ボックスが3基まで、折り畳み式ごみ収納枠が10基までとする。

4 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

5 第1項の申請書の提出期限は、令和2年1月31日とする。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金事業変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (2) 補助事業を行うために物品、材料の購入をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第3号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）とする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第6号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (2) 適正に設置されたことを証する写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和2年2月28日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）とする。

（財産の管理及び処分）

第12条 規則第20条ただし書の規定により財産処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの期間とし、補助事業者は、補助事業により取得した対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、対象設備が損傷し、又は滅失したときは、令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金に係る財産損傷届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、対象設備を法定耐用年数が経過するまでの期間中に処分しようとするときは、令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金に係る財産処分による収入金報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、その収入の全部若しくは一部を市に返還させることがある。

（補助金の請求等）

第13条 補助金の請求は、令和元年度弘前市ごみ集積ボックス設置事業費補助金請求書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 補助金は、口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。